

# 令和8年度

# こども園・保育園

# 入園案内

前期



(4月~9月入園)

#### 【募集期間】

令和7年11月4日(火)~11月21日(金)

#### 【入園の申込み受付場所】

子育て応援課・各こども園・保育園

#### ※注意※

★令和8年4月~9月に転園を希望される場合も、 この募集期間に転園届をご提出ください。

子育て応援課 (Tel 43-9024)



### 【こども園・保育園一覧】

#### ●公立こども園

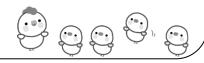
施設名	所在地		定員	対象年齢	開園時間
					(早朝・延長含む)
よさべておも国	<b>今</b> 出海 717	<b>A</b> 4.0 0000	100	10 ヵ月児	平日 7:30~19:00
かえでこども園	字岩滝 717	<b>2</b> 46-2026	160 人	~5 歳児	土 8:00~18:00
	<b>☆</b> □ <b>→</b> 0100	<b>5</b> 40, 1400	100	10 ヵ月児	平日 7:30~19:00
つばきこども園	字明石 2128	<b>☎</b> 43−1432	160 人	~5 歳児	土 8:00~18:00
	+ * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	字幾地 1329		10 ヵ月児	平日 7:30~19:00
のだがわこども園	子幾地 1329			~5 歳児	土 8:00~18:00
のおいしかっている国	<b>⇔</b> ∓.1.⊞ 070	<b>-</b> 42 2242	<b>D</b> 40,0010	10 ヵ月児	平日7:30~19:00
のだがわ第2こども園	字下山田 376	<b>☎</b> 42−3610	120 人	~5 歳児	土 8:00~18:00
長期休業(1号認)	。 定児のみ)(※休業		等により前	前後する場合な	があります。)
夏季休業	7月21日~	8月26日ま	で		
冬季休業	12月25日~	1月 7日ま	で		
学年末・学年始業休業	3月29日~	4月 3日ま	で		

#### ●私立保育園

施設名	所在地	定員	対象年齢	開所時間 (早朝・延長含む)
こどもの森保育園	字三河内 1947-1	60 人	2 ヵ月児 ~5 歳児	平日 7:30~18:30 土 8:00~13:30

※見学については、事前に各施設へ直接お問い合わせください。

### $\sim$ MEMO $\sim$



#### 【1日のスケジュール例】

#### ■公立こども園

	0・1・2歳児		3・4・5歳児		3・4・5歳児
時間	(保育短時間)	時間	(保育短時間)	時間	(教育標準時間)
	(保育標準時間)		(保育標準時間)		(教育保华时间)
8:30	登園・健康観察等	8:30	登園・健康観察等		
	保育		友だちと遊ぶ	9:00	登園・健康観察等
9:30	おやつ・保育		1号認定と2号認定が同じクラスで一緒に生活・活動		
11:00	給食準備·給食		※共通の教育活動		
12:30	お昼寝	11:30~	給食準備・給食・休息	. ※一日 <i>0</i>	の振返り
		13:00	お昼寝もしくは保育	13:00	主体的な遊び
14:30	おやつ・保育	14:30	おやつ	14:00	教育時間利用児降園
16:00	短時間利用児降園	16:00	短時間利用児降園		預かり保育・おやつ
16:00~	標準時間利用児降園	16:00~	標準時間利用児降園	18:00	預かり保育利用児降園

- \*早朝保育(7:30~8:00)を希望される方は、各施設へ直接届出してください。
- \*平日については完全給食です。
- \*土曜日保育を利用される方は、お弁当をご持参ください。(12:00までに降園される方は不要)
- \*土曜日保育は、父・母・同居家族(64歳以下)すべての方が土曜日に就労されている場合に利用できます。利用される場合は各施設へ直接届出してください。

#### ■私立保育園

	0・1・2歳児		3・4・5歳児
時間	(保育短時間)	時間	(保育短時間)
	(保育標準時間)		(保育標準時間)
8:30	登園・健康観察等	8:30	登園・健康観察等
	保育		友だちと遊ぶ
11:00	給食準備・給食	11:30	給食準備・給食
12:30	お昼寝	13:00	お昼寝もしくは保育
15:00	おやつ・保育	15:00	おやつ
16:00	短時間利用児降園	16:00	短時間利用児降園
16:00~	標準時間利用児降園	16:00∼	標準時間利用児降園



- ※早朝保育を希望される方は7:30~登園。
- \*平日については完全給食です。
- \*土曜日保育を利用される方は、お弁当をご持参ください。

### ●子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度とは

平成24年8月に施行された「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援について、量の拡充や質の向上を進めていくための制度です。

(2) 子ども・子育て支援新制度の支給認定制度とは

新制度では、給付対象の施設や事業の利用を希望する保護者の方は、支給認定を受けることになります。与謝野町に住民登録しており、幼稚園、認定こども園、保育所等、給付対象の施設の利用を希望する児童の全員が対象です。

なお、就労から出産へ認定の事由が変わる場合、就労時間の変更により保育の必要量が変更となる場合など、支給認定を変更する場合も申請が必要になります。

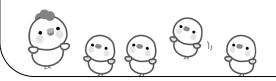
認定は次の3区分となります。

#### 【支給認定の区分】

認定区分	対象年齢	対象者	主な利用先
1号認定	満3歳以上	保育を必要とせず、教育を希望する方	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上	「保育が必要な基準」に該当し、保育を希望する方	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満	「保育が必要な基準」に該当し、保育を希望する方	認定こども園、保育所

- ※ 「保育が必要な基準」は次ページをご確認ください。
- ※ 2号認定、3号認定は、保護者の就労など保育が必要な時間によってこども園・保育園の利用時間が決まります。
  - ・保育標準時間(1日最大11時間利用可能)…就労などで1か月120時間以上
  - ・保育短時間(1日最大8時間利用可能) …就労などで1か月48時間以上 (※ただし、いずれもこども園・保育園が定める時間内)
- ※ 3号認定の場合、支給認定の有効期間は最長で「満3歳になる前々日」までになり、満3歳到達時 に新たな支給認定証を交付します。(3号→2号認定への切り替え)

#### $\sim$ MEMO $\sim$



### ●入園申請手続きの流れ

受付期間:令和7年11月4日(火)~ 11月21日(金)

受付場所:子育て応援課・各こども園・保育園

#### 1 入園対象者

令和8年4月1日から令和8年9月30日までに入園を希望される児童であって、入園日現在で与謝野町に住民登録を有し、入園年齢基準に該当している児童。保育を必要とされる場合(2・3号認定)は、年齢基準に該当、かつ、同居(同一世帯)親族全て(入園日現在で満65歳以上の方は除く)が「保育が必要な基準」のいずれかに該当する家庭の児童。

#### 保育が必要な基準

#### (1) 就労

#### ・家庭外労働

家庭の外で仕事をすることにより、その乳児及び幼児の保育ができない場合。(1月の労働時間が、48時間以上であること。)

#### ・家庭内労働

家庭で乳児及び幼児と離れて日常の家事以外の仕事をすることにより、その乳児及び幼児の保育ができない場合。(1月の労働時間が、48時間以上であること。)

#### (2) **妊娠・出産**

妊娠中(出産前)であるか、または出産後間がないため、その乳児及び幼児の保育ができない場合。

#### (3) 疾病·障害

病気、負傷、心身に障害があるため、その乳児及び幼児の保育ができない場合。

#### (4) **介護・看護等**

その乳児及び幼児の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、保護者がいつも その看護にあたっており、その乳児及び幼児の保育ができない場合。

#### (5) <u>災害復旧 (家庭の災害)</u>

火災や風水害や地震などの不幸があり、その家庭を失ったり破損したため、その修復の間乳児及び 幼児の保育ができない場合。

#### (6) 求職活動等

就業に向けた求職活動、起業の準備のため、その乳児及び幼児の保育ができない場合。 (短時間認定となり、支給認定期間は3ヶ月間以内です。求職活動の延長は原則認めていません (特別な事情がある場合を除く))。

#### (7) 就学

就学(職業訓練校など、保護者が将来就労につながる就学を含む)により、その乳児及び幼児の保育ができない場合。

#### (8) 虐待や DV のおそれがあること

#### (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

(育児休業中は短時間認定となります。新規利用不可(継続利用のみ))

#### (7) <u>その他</u>

上記に類する状態として町が認める場合。

#### 2 入園年齢基準

(公立こども園) 1号 : 令和2年4月2日~令和5年4月1日生まれ

(公立こども園) 2・3号:満10ヶ月(10ヶ月に達した日の翌月初日)~5歳児(就学前まで)

(私 立 保 育 園) 2・3号:生後2ヶ月(産休明け)~5歳児(就学前まで)

#### 3 申請に必要な書類

申し込みに必要な書類は以下のとおりです。

- ① 入園·入所申込書(全員)
- ② 教育·保育給付認定(変更)申請書(全員)
- ③ 保育の利用を必要とする証明書(保育を希望される方)(※1)
- ④ 住民税課税証明書(令和7年1月1日時点で与謝野町に住所のない方)(※2)
- ⑤ 減免申請書(減免に該当すると思われる方:第3子以降、ひとり親・在宅障害者世帯等)
- ※1 ③は64歳以下の同居親族(同一世帯)全員分の提出をお願いします。提出書類は事由によって異なりますので、下記の表をご確認ください。
- ※2 令和7年1月1日に与謝野町に住所登録がない方(転入の方)は、利用者負担額算定のために、 その時点の住所地の市町村民税課税情報が必要となります。個人番号(マイナンバー)の利用に より④の証明書を省略することが可能です。①に保護者等の個人番号を記載し、申請時に個人番 号カードまたは個人番号が確認できる書類・身分証明書を窓口で提示ください。

(個人番号の記載がない場合は、必要に応じ、住民基本台帳ネットワークシステムへ個人番号の照会を行います)

#### 【保育の利用を必要とする証明書 一覧】

事 由	保育の利用を必要とする証明書
① 就労 (勤務・自営・内職等) (育児休業中で、入園と同時 に復帰)	就労証明書 (就労先事業者等が作成してください。自営業など、保護者 が自営業主の場合は保護者が作成しください。)
② 妊娠・出産	親子健康手帳の写し (表紙と出産予定日がわかるページ)
③ 疾病・障害	診断書、障害者手帳の写し等
④ 介護等	民生委員の証明書および介護保険被保険者証の写し等
⑤ 災害復旧	り災したことがわかる書類
⑥ 求職活動	求職活動状況申立書およびハローワークカードの写し等
⑦ 就学	在学証明書、学生証、合格通知およびカリキュラム等
⑧ その他	町が指定する書類

#### < 慣らし保育について>

慣らし保育は入園日(利用開始日)以降に行います(1週間程度、期間は入園施設と要相談)。 育児休業から復帰と同時に入園をされる方の入園日は、復帰日の1週間前から可能です。(ただし、4月1日~4月7日に復帰する場合、3月中の入園はできません。)

慣らし保育期間中は、早いお迎えが必要となりますので、ご家庭や勤務先等と調整の上、入園 日をご検討ください。





### 【利用者負担額(保育料等)について】

#### ≪開園時間と利用者負担額の設定≫

		9:	時 00	間 14	:00 16:	00 18:	: 00
1旦韧宁			教育標準	時間	一時預力	かり保育	
1号認定 開園時間	保育料		無料		一時預か	り保育料	
	給食費			主食費+副	食費		

		7:30 8:	時間 00 16	: 00
		早朝保育	保育標準時間	
	保育料	無料	無料	
2 <del>号</del> 認定 開園時間	給食費		主食費+副食費	
		早朝保育	保育短時間	延長保育
	保育料	無料	無料	延長保育料
	給食費		主食費+副食費	

				時 間		
		7:	30 8:	00 16:	00	
			早朝 保育	保育標準時間		
	保育料		無料	3号認定 保育標準時間 保育	**************************************	
3号認定 開園時間	給食費			保育料に含む		
			早朝 保育	保育短時間	延長保育	
	保育料		無料	3号認定 保育短時間 保育料	延長保育料	
	給食費			保育料に含む		

### ●納付方法について

0 1 - 12 1 =	保育料及び副食費は口座振替を推奨しています。
	毎月の月末(休日の場合はその翌営業日)に指定の口座から引き落とします。
公立こども園	延長保育料、主食費は施設に直接お支払い下さい。
	一時預かり保育料は、取り扱い金融機関又は役場会計窓口にお支払いください。
	保育料は口座振替を推奨しています。
私立保育園	毎月の月末(休日の場合はその翌営業日)に指定の口座から引き落とします。
	給食費及び延長保育料は施設に直接お支払い下さい。

#### ●利用者負担額の算定基準について

利用者負担額は、世帯の収入及び町民税額により決定します。

適用年度	所得を計算する年	町民税課税年度
令和7年9月~令和8年8月負担額	令和6年	令和7年度
令和8年9月~令和9年8月負担額	令和7年	令和8年度

#### ● 1号認定(3~5歳児クラス)※公立こども園のみ

◎保育料:全ての方が無料

◎主食費:月300円◎副食費:月4,100円

ただし、所得割額77,101円未満の世帯は無料です。

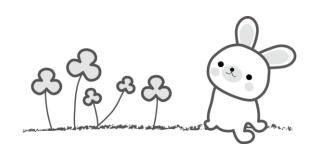
また、第3子以降(※1)の副食費は無料です。

#### ※1) 第3子以降とは…

同一世帯にいる小学校3年生までの児童のうち、年齢の高い順に数えて3人目以降となります。

#### ●一時預かり保育について(1号認定)※公立こども園のみ

階層区分		一時預かり保育料(1回当たり)			
		9時~14時	14時~16時	16時~18時	
1	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	
2	市町村民税 非課税世帯	500 円	0 円	0 円	
3	市町村民税 課税世帯	500 円	450 円	300 円	



#### ● 2 号認定 (3~5歳児クラス)

◎保育料:全ての方が無料

◎主食費:(公立こども園)月300円 、(私立保育園)月500円

◎副食費:(公立こども園)月4,100円、(私立保育園)月4,000円

ただし、所得割額 57,700 円未満 (※2) の世帯は無料です。

また、第3子以降(※3)の副食費は無料です。

※2) ひとり親世帯等については、所得割額77,101円未満の世帯は無料です。

※3) 第3子以降とは…

同一世帯にいる<u>幼稚園・こども園・保育所に入所している児童のうち</u>、年齢の高い順に数えて3人目 以降となります。

また、所得割額 57,700 円以上 169,000 円未満の世帯で、18 歳未満の児童のうち 3 人目以降の場合は、第 3 子以降利用者負担額減免申請書を提出いただくと、副食費が免除となります。

#### ●3号認定(O~2歳児クラス)

◎保育料:世帯の所得割課税額によって異なります。下の表のとおり。

◎主食費:下の表の保育料に含まれているため支払いは不要です。

◎副食費:下の表の保育料に含まれているため支払いは不要です。

		利用者負担	l額(月額)	第3子
	階層区分	保育	保育	以降減免
		標準時間	短時間	の場合(※4)
1	生活保護世帯	0 円	0 円	
2	市町村民税非課税世帯	0 円	0 円	
3 - 1	市町村民税 均等割のみ課税世帯	16,000円	14,000円	
3 - 2	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	19,000円	17,000円	
4 - 1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上55,300円未満	23,000円	21,000円	無料
4 - 2	市町村民税所得割課税額 55,300円以上61,900円未満	25,000円	23,000円	<del>***</del> ****
4 - 3	市町村民税所得割課税額 61,900円以上79,500円未満	28,000円	26,000円	
4 - 4	市町村民税所得割課税額 79,500円以上97,000円未満	30,000円	28,000円	
5 - 1	市町村民税所得割課税額 97,000円以上103,100円未満	36,000円	34,000円	
5 - 2	市町村民税所得割課税額 103,100円以上169,000円未満	42,000円	40,000円	
6	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	50,000円	48,000円	無料
7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	60,000円	58,000円	または
8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	72,000円	70,000円	1/3減免

#### ※4) 第3子以降とは…

同一世帯にいる<u>幼稚園・こども園・保育所に入園(所)している児童のうち</u>、年齢の高い順に数えて3 人目以降となります。この場合は、所得に関係なく無料となります(第2子は半額)。また、所得割課税額が57,700円未満の場合は、生計同一の児童のうち、第3子以降は無料となります(第2子は半額)。

第3子以降利用者負担額減免申請書を提出いただくと、18歳未満の児童のうち3人目以降の保育料が減免(無料または1/3減免)となります。

(詳しくは次ページ【利用者負担額の減免について】をご確認ください。)

#### ●延長保育について(2・3号認定)

短時間認定のお子さんが、延長保育を利用された場合は、延長保育料が必要です。

			延县	長保育料		
		公立こども園	私立保育園			
	階層区分	日額	日額	月額	月額	
	陷眉色刀	口供	日  日  日  日  日	(1時間まで)	(1時間を超える場合)	
1	生活保護世帯・非課税世帯	0 円	0 円	0 円	0円	
2	課税世帯	300円	300円	2,500円	5,000円	

※私立保育園の月額料金は、あらかじめ延長保育を利用する旨を園と取り交わした場合に限ります。

### 【利用者負担額の減免について】

町では、多子世帯、ひとり親世帯、障害者のいる世帯の保育料等の負担軽減を図るため、減免・免除制度を設けています。減免又は免除を希望される方は、所定の申請用紙に必要な書類を添付のうえ、こども園、保育園又は子育て応援課へ申請してください。

(申請書は、こども園、保育園、子育て応援課にあります)

#### ●多子世帯(児童が複数人いる場合)(3号認定のみ)

◎市町村民税所得割合算額が57,700円未満の場合

年齢の高い順に第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※年齢の高い順とは…

・19歳の年度以降:年齢・住所に関わらず、保護者と生計が同一の子や孫等。

・18歳の年度まで:年齢・住所に関わらず、保護者が監護し、生計が同一の「子ども」

#### ◎市町村民税所得割合算額が57,700円以上の場合

同一世帯から2人以上の児童が幼稚園、こども園、保育所に入園(所)している場合の保育料は、 入園(所)している児童のうち年齢の高い順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

	同一世帯の場合	申請書の提出は不要
	監護し、生計が同一の	◆利用者負担額減免申請書
必要な書類	子が別住所の場合	◆監護していることが確認できる書類
	4. 古仏#田然に落国1	◆利用者負担額減免申請書
	私立幼稚園等に通園している。	◆他の施設に通園していることがわかるもの
	ている場合	(例) 在園証明書

#### ●第3子以降の児童が在園している場合(2号認定または3号認定)

3人以上の児童(18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童)を養育し、そのうち3人 目以降に出生した児童について、申請によりその児童の保育料または副食費が免除または減免となり ます。

- ・ 2 号認定の場合 所得割額 57,700 円以上 169,000 円未満の世帯は副食費が無料
- ・3号認定の場合 所得割額 57,700 円以上 169,000 円未満の世帯は保育料が無料 所得割額 169,000 円以上の世帯は保育料の 1/3 を減免

必要な書類

◆第3子以降利用者負担額減免申請書

#### ●ひとり親世帯・在宅障害者(児)のいる世帯(2号認定または3号認定)

2号認定または3号認定で、次に該当する世帯は申請により保育料等が減免・免除となります。

- 1. 母子(父子)世帯
- 2. 下記に該当する在宅障害者(児)のいる世帯
  - \*身体障害者手帳の交付を受けた方
- \*精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- \*療育手帳の交付を受けた方
- \*特別児童扶養手当の支給対象児童

#### ・2号認定の場合

所得割額が57,700円以上77,101円未満の世帯は、副食費が免除。

#### 3号認定の場合

保育料の階層が第3-1階層又は第3-2階層と認定された世帯は1,000円減額に加え、第1子は半額、第2子以降は無料。市町村民税所得割合算額が77,101円未満(第4-1階層から第4-3階層の一部まで)の場合、第1子は半額、第2子以降は無料。

#### ≪ひとり親世帯等の場合の保育料(3号認定)≫

		利用者負担	.額(月額)	第2子
	階層区分	保育	保育	以降の場
		標準時間	短時間	合
1	生活保護世帯	0 円	0 円	
2	市町村民税非課税世帯	0 円	0 円	
3-1	市町村民税 均等割のみ課税世帯	7,500円	6,500円	
3-2	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	9,000円	8,000円	無料
4-1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上55,300円未満	11,500円	10,500円	
4-2	市町村民税所得割課税額 55,300円以上61,900円未満	12,500円	11,500円	
4-3	市町村民税所得割課税額 61,900円以上77,101円未満	14,000円	13,000円	
4-0	市町村民税所得割課税額 77,101円以上79,500円未満	減免適用外		
4-4以降	市町村民税所得割課税額 79,500円以上	1	吸丸週用クト	

		◆利用者負担額減免申請書				
	ひとり親世帯	◆母子、父子世帯であることが確認できる書類				
ひ無わ事組		(例) ひとり親医療証の写し、児童扶養手当証書の写し				
必要な書類	在宅障害者(児)のいる世帯	◆利用者負担額減免申請書				
		◆障害のあることが確認できる書類				
		(例) 各種手帳の写し、特別児童扶養手当受給者証の写し				

#### ●園児が病気により長期にわたり欠席した場合(3号認定)

園児が病気により保育料の基準となる月の欠席日数が11日以上の場合は1/3の額、欠席日数が18日以上の場合は2/3の額が減免となります。

◆利用者負担額(保育料)減免申請書

必要な書類

- ◆病気のため長期にわたって欠席していることがわかるもの
  - (例) 医療機関等の発行する医療費明細書、お薬手帳等の写し

#### ●給食の提供を受けた日数が少ない場合(1号認定、2号認定)

次の①~④に該当する場合は、給食の提供を受けた日数に応じて給食費(主食費・副食費)を 減免します。

(※提出していただく書類はありません。)

		徴収金額
1	月の途中で入園または退園したとき	日額×入園日から月末までの日数
		日額×月初から退園日までの日数
2	食物アレルギー等の理由で給食を停止したとき	日額×提供を受けた日数
	その月において給食の提供を受けた日数が、	口烟火相供火瓜以上口料
3	0日~5日の場合	日額×提供を受けた日数
	その月において給食の提供を受けた日数が、	<b>水</b> 200
4	6日~10日の場合	半額

※日額・・・ 主食費:(公立こども園) 15円、(私立保育園) 25円

副食費:(公立こども園) 205円、(私立保育園) 200円



## 記入例

- ① 入園・入所申込書(全員)
- ② 教育・保育給付認定(変更)申請書(全員)
- ③ 第 3 子以降利用者負担額(保育料·給食費)減免申請書
- ④ 利用者負担額 (保育料・給食費) 減免申請書



0 条関係)

幼稚園・認定こども園・保育所(園)入園・入所申込書

令和 XX 年 00 月 00 日

保護者 住所 与謝野町字 岩滝 0000 番地

氏名 与謝野 一郎 町営住宅岩滝住宅1棟 000 号

電話 090 - 0000 - 0000

与謝野町長 様

(施設長 様)

氏名は、自署の場合押印不要です。

私は、次に掲げる事項について、同意します。

- (1) 保育料算定の基礎となる市町村民税の情報等(同一世帯員を含む)及び世帯情報を閲覧すること
- (2) 入園入所児童の発達状況について関係機関から情報提供を受けること

以上の事項に同意し、幼稚園・認定こども園・保育所(園)への入園入所につき次のとおり申し込みます。

入園入所児童		氏名 生年月日 性別
		(ふりがな) <b>よさの たろう</b> <b>与謝野 太郎</b> (第 1 子) 令和 XX 年 1月 1日 男 女
入園入戸	折を	第1希望 かえで 幼稚園 認定こども 保育所(園) (希望理由) <b>自宅に近いから</b>
希望す	る	第2希望のだがわ第2記定こども園・保育所(園) (希望理由) 自宅に近いから
施設。	名	第3希望 こともの森 認定こども園・民育所(園) (希望理由) 職場に近いから
利用を希望する期	期間	<b>令和 XX</b> 年 <b>4</b> 月 <b>1</b> 日から 就学前まず ・ 年 月 日まで
間・時間	時間	午前 <b>8時30</b> 分 から 午後 <b>4</b> 時 <b>00</b> 分 ※1号認定の場合は午前9時~午後2時まで ※短時間認定の場合は午後4時まで
保育の希望	の有無	無・有両親等:( 1 )、( 2 )※裏面の基準に該当する番号を記載してください。
児 成育過	程	出生時: (普通) ・ その他( ) 体重 kg 歩き始め 生後 📘 ヶ月
児 成育過 童 健康状	態	健康 病弱 ( 既往疾病 無 右 ( )

児	成育過程 出生	時: 普通	・ その他(	)	体重	kg	歩き始め 生後	11ヶ月
童の	健康状態健康	• 病弱(			) 既往	疾病	無 右(	)
児童の状	アレルギー無・	有(1	犯、そば -		除	去が必	要な食材	
況	特別な支援不要	・要(				食物ア	レルギー除去食用	申請書」の
$\bigcirc \mathcal{I}$	園入所児童の家庭	の状況			提	出が必	要となります。	
区分	(ふりがな) 氏名	児童との 続柄	生年月日	性別	職	紙は入	園決定通知に同封	付します。
入園	よさの いちろう <b>与謝野 一郎</b>	父	S 60.10.10	男女	会社員		XXXX-XXXX-X	xxxx
入園入所児童の世帯員	よさの はなこ <b>与謝野 花子</b>	<del>-</del>	H元.11.11.	男女	地方公務員	1	xxxx-xxxx-	XXXX
重の世	よさの しんいち <b>与謝野 新一</b>	祖父	S 29.1.1	男女	無職			
帯員	よさの よしこ <b>与謝野 良子</b>	祖母	S 37.3.3	男女	会社員(パー	<b>(</b>	<ul><li>転入の場合は</li><li>を記入してく</li></ul>	
	よさの はじめ <b>与謝野 始</b>	兄	R XX.5.5	男女	೦೦೭೮ಕ	貫		
/	生活保護の状況	適	用なし	適用あり	( 年	月	日保護開始	台)

由	要・否				į	利用其	朋間		保育の実施基	美準の番号
甲し込み	(理)			記	λ	不	要	п	工 细 粉 /	<u> </u>
の承諾		ロ <i>ム ケ</i> ロ 在 日	0万日承諾					<i>3</i> J7	惟風・祕ルことも園	・味育所(園)
	込みの	T し	T	T	でし 込みの 承載  「1 ケーフケーフケース図」	申 し 込 み の 承 世 1 <del>万 □ 2 万 □ 3 万 </del>	申 込込みの 承 の 承 世 1	□ L D D D D D D D D D D D D D D D D D D	申 込込みの 承 武 入 不 要 □ 1 夕 □ 2 夕 □ 3 夕   八園八別1他設   幼/	申 し 込 み の 承 世 し し し し し し し し し し の の 承 ま ま と し し し し し し し し し し し し し

令和 XX 年 00 月 00 日

#### 教育・保育給付認定(変更)申請書

#### 与謝野町長 様

私はこの申請から教育・保育給付認定期間終了までの間、次に掲げる事項について、同意します。

- (1) 町が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧すること
- (2) (1)の情報に基づき決定した利用者負担額につい 以上の事項に同意し、次のとおり、施設型給付費・

#### 入園年度の4月1日の満年齢を記載してください。

9 。			
フリガナ	ヨサノ タロウ	性別・続柄	生年月日 年 齢
申 請 児童氏名	与謝野 太郎	男 · 女 第 <b>1</b> 子	令和 XX 年 1月 1日 3 歳
フリガナ	ヨサノ イチロウ	続 柄	連絡先
保護者 氏 名	与謝野 一郎⑩	文・母       その他()	(自宅 携帯 (父 母)・その他 ) <b>090</b> - <b>0000</b> - <b>0000</b> 花子 世帯内における障害者 (児) の該当の有無
	※自署又は記名押印		★ □有(氏名: )
	     与謝野町字 <b>岩滝 0000 番</b>	t <del>t</del> h	ひとり親世帯の該当
住 所	町営住宅岩滝住宅1棟 00	_	生活保護の適用 □ 通 あり ( 年 月 日保護開始)
保育の希望の有無	有 保護者の就労や疾病などの理由 希望する場合 (1~2まで記入	こより、保育所等の施設の利用を 、してください)	認 定 者 番 号  ※既に教 け認定を受けている場合に記入してくださ い。
(Oで囲む) 	無 幼稚園等の利用を希望する場合	(1を記入してください)	
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	-/	該当される方は、チェックを入れてくださ

1 利用を有	1至9つ朔间「布主)	
希望する		・就学前まで
利用期間	令和XX 年 4月 1日 から	年 月 日まで
利用曜日	月・火・水・木・金	利用時間平日 8時 30 分から 16 時 00 分まで 土曜日 時 分から 時 分まで
利用を希望す る施設名	幼稚園 <b>与謝野</b> 認定こども園 保育所(園)	(希望理由) <b>☑</b> 自宅職場に近い □兄弟等入園 □その他( )

### **2** 保育の利用を必要とする理由 (『保育の希望の有無』欄に『有』に『O』をつけた方のみ記入。)

続柄	保育の認定基準	具体的な状況	認定区分
父	☑就労 □疾病·障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他( )		□ 標準 □ 短時 □ その他
母	□就労 <b>▽</b> 妊娠・出産 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他( )	令和 XX 年 XX 月 XX 日 出産予定	□ 標準 □ 短時 □ その他
祖父	□就労 □妊娠·出産 □疾病·障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 ■その他 ( <b>65歳以上</b> )		□ 標準 □ 短時 □ その他
祖母	収 成労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他 ( )		□ 標準 □ 短時 □ その他

<sup>※ 『</sup>保育の利用を必要とする証明書』を併せて提出してください。

第3子以降利用者負担額(保育料·副食費)減免申請書

与謝野町長 様

申請者 住所 **与謝野町字岩滝000番地** 氏名 **与謝野 太郎** 電話番号 **000-0000-0000** 

第3子以降の利用者負担額(保育料・副食費)の免除を受けたり申請します。

第3子以降(18歳 未満)の保育所入所 児童

なお、申請にあたり減免の決定を行うために確認する児童の世 機関から情報提供を受けることに同意します。

		児童名	生年月日	対象区分		
免除・減免対象児童名	与謝野	三郎	H <b>28</b> 年00月00日	第 <b>3</b> 子		
	与謝野	四子	H30年00月00日	第 <b>4</b> 子		
通所・通園し ているところ	○○こども園					
		氏 名	生年月日	学校名等		
同一世帯の	第1子	与謝野 一	郎 H18年00月00日	△△小学校		
児童の状況	第2子	与謝野 二	子 H26年00月00日	○○こども園		
(免除・減免 対象児を除く)	第一子		年月日			
	第子		年月日			

免除・減免の対象以外 となる児童を記載して ください。

## 記入例

利用者負担額(保育料·給食費)減免申請書

令和00年00月00日

与謝野町長 様

申請者 住所 **与謝野町字岩滝000番地** 氏名 **与謝野 太郎** 電話番号 **000-0000-0000** 

申請理由の事由により利用者負担額(保育料・給食費)の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

対	象》	1 童	名	与謝野 三郎	
通し	所 ている	・ 通 るとこ	園 3	○○こども園	
減	免	ョ 請	額		不明な場合は未記入で 結構です。
申	請	理	由	母子・父子家庭であり収入がすくないため。 在宅障害者がおり、収入が少ないため。 子どもが病気により長期にわたり欠席したため。 等	

#### (添付書類)

- ※ 母子・父子であることが分かるもの
- ※ 障害手帳の写し
- ※ 病院の領収書、お薬手帳等